



6、就労支援 ネットワーク 団体の紹介

宮古島市平良字下里
 3107番地の243

電話:0980-73-7770

FAX:0980-74-2338

Email:miya-gaku@cronos.ocn.ne.jp

HP: http://www.miyakofukushikai.jp/

理事長 伊志嶺 博司

事業内容

1、授産事業(製造販売訓練及び生活訓練)
 ・自宅から施設に通い、授産活動及び園内活動を通して自立生活への訓練を行うことを目的とする。

授産内容

室内班:手工芸、菓子箱折り(受託)、公園清掃(受託)

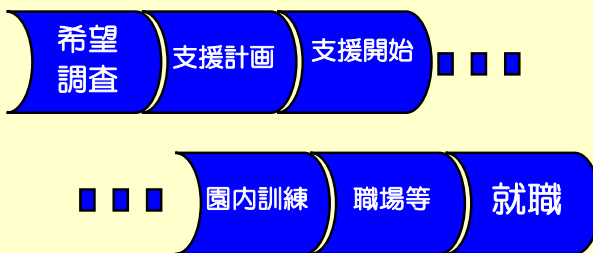
園芸班:ビニールハウス内で、草花生産

出向班:公園除草・清掃・花壇管理等受託作業

培養土作り

食品班:パン製造・販売

支援の流れ



みやこ学園内だけの作業支援だけではなく、自宅での問題や金銭といった生活支援も行っております。

2、相談支援事業

委託相談支援事業

: 相談支援専門員を配置し、宮古島市から相談支援事業の委託を受け、市内在住の障害者の方への相談業務を行う。

また、受けた相談の解決を図るために各機関との連携図り、在宅での生活が円滑になるよう支援を行う。

(例)・重度障害者の在宅支援のサービス計画の策定及び実施のための連携機関との調整。

・就業中の障害者への巡回支援。生活支援。

必要であれば生活支援サービス計画及び実施のための連携機関との調整。

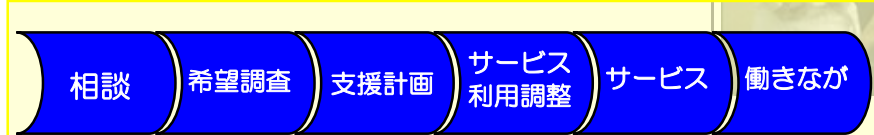
・在宅生活を円滑に進めるためのアドバイス など

第1号職場適応援助者(ジョブコーチ)の配置

: 障害者支援制度のひとつである職場適応援助者を企業派遣するための人員を配置することにより、事業所と連携を図りながら雇用への支援を行います。

障害者就業支援事業(沖縄県事業)

: 就業支援員を配置することにより、在宅障害者の就業支援の充実を図るとともに、各機関との連携を図りその対象者の「働きながら暮らす」生活をサポートしていきます。



宮古福祉保健所

宮古島市平良字東仲宗根476

電話:72-2420

FAX:72-8446

所長 上原真理子

【事業内容】

1. 自立支援連絡会議

障害児(者)及びその家族に対する相談支援体制整備の構築に向けて宮古島市・多良間村から挙げた課題について意見交換を行い、県の連絡会議に挙げる事項を決定する。

2. 特別障害者手当等の支給

【対象者】:精神又は身体に重度の障害を有するため常時特別の介護を要する在宅生活者

【手当額】:月額26,440円(20歳以上)
月額14,380円(20歳未満)

【申請先】:

宮古島市在住者→宮古島市障がい福祉課
多良間村在住者→宮古福祉保健所

3. 療育手帳の発行

【交付対象者】:県内に住所又は居所を有する者で、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者
手帳保持者は税の減免や公共交通機関を利用する際の料金の割引など各種サービスが受けられる。

【申請先】:

申請先の最初の窓口はお住まいの市村の福祉担当窓口にて受付、宮古福祉保健所が発行する。

4. 身体・知的障害者相談員設置事業

身体・知的に障害のある者に関する援護思想の普及に資する業務を行い、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

宮古管内では身体・知的障害者相談員がそれぞれ4名配置され、地区ごとに担当が割り当てられている。

5. 心身障害児(者)全身麻酔下歯科診療事業

心身障害児(者)を対象に歯科治療及び全身麻酔下歯科治療を行い、心身障害児(者)の健康増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。同事業は2年に1度実施している。

6. 沖縄県通院患者リハビリテーション事業

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練。

6ヶ月を1クール(前期(4月～9月)・後期(10月～3月))として、最大3年間の訓練。訓練日数は、20日/月を上限。
※H20年度時点の制度です。

今後、内容変更の可能性あり。

7. 精神保健福祉クリニック

精神保健福祉活動において精神障害の疑いのある方や治療中断者など、対応困難なケースに対し、専門医との連携により問題を検討し、早期受診や治療中断を防ぎ、本人や家族が安心して生活できるように支援する。

【対象者】

- ①本人、家族等の来所相談
- ②宮古島市、多良間村保健師及びケースと関わりのある者

【開催】

毎月第2火曜日(宮古福祉保健所)

8. 地域活動連絡会

精神障害者の自立支援の場として、地域活動支援センター・宮古病院デイナイトケア及び市村デイケア、就労移行事業所などの社会資源があり、関係者が相互に交流を深めると共に、情報交換や課題検討等により資質の向上を図り、精神障害者の社会参加や自立支援などを円滑に推進する。

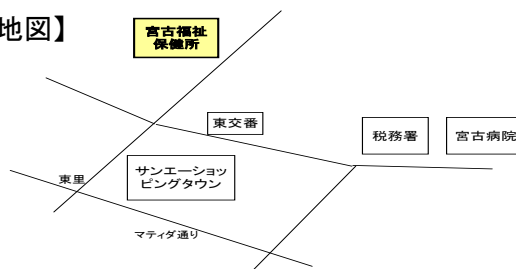
【参加者】

各地域活動支援センター(ひらら、やすらぎ、若葉、サシバ)、くこりもや、県立宮古病院デイナイトケア・作業療法室、宮古島市障がい福祉課、多良間村住民福祉課、宮古福祉保健所地域保健班、その他

【開催】

偶数月の第4火曜日 14:00～15:30

【地図】



【写真】

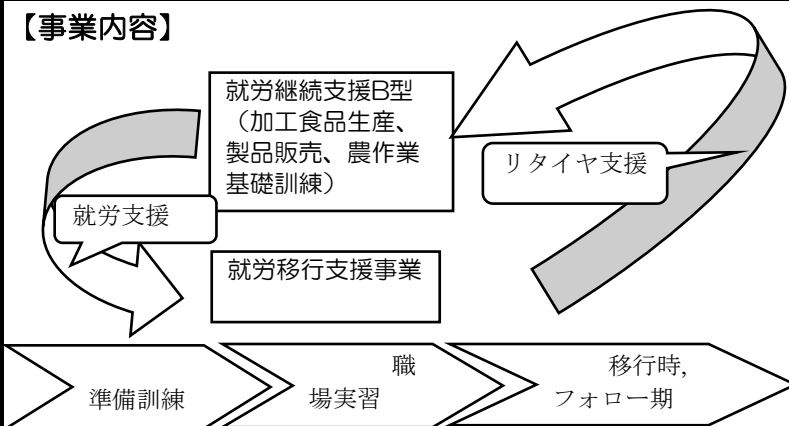


くこりもや (就労移行支援・就労継続支援B型・相談支援事業所)

住所：宮古島市平良字狩俣188-1
電話 (FAX兼用)：0980-72-5665

運営：特定非営利活動法人マーズ
所長：下地克子

【事業内容】



【地図】



施設の運営方針について

障害の程度に関係なく、一人ひとりを尊重し、働くことを通して生産活動と経済活動に関わり、利用者一人ひとりが暮らしの力を獲得できるよう援助するとともに、個々の可能性が最大限に発揮できるよう支援する。作業を通じて職業訓練をするだけでなく、生活のリズムの獲得、仲間づくり、日中の居場所としても機能を果たすよう支援します。

くこりもやで工賃倍増の為、現在取り組んでいること活動

農作物の生産 (きび、らっきょう、ニンニク、落花生、にんじん、じゃがいも、その他期間農作物)

買い付け → 地域の農家

販売先 → 島内市場等・真南風・京都冷凍・アグリジャパン

マンゴーハウスの設置・冷凍野菜の工場建設

就労継続支援B型

就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・技能が高まった者は一般就労に向けて支援します。

生産活動

ラッキョウ、にんにく、サトウキビ等の播種・管理・収穫・出荷
苧麻の栽培・販売

企業からの委託事業 (商品の箱詰め等H20年11月から)

(作業的に単純作業が多く収益につながりやすい為)

就労移行支援

一般就労が可能と見込まれるものに対して、生産活動その他の活動を提供して、就労に必要な知識及び能力向上の為に訓練を行い、他の機関と連携して就労に向けた取り組みを行ないます。

- ①企業開拓に力を入れ、グループ就労を試みる。
- ②企業側に障害者の理解をしてもらえるよう企業訪問をする。

生産活動

小豆・落花生・ラッキョウ・にんにくの選別、サトウキビ等の収穫

【写真】

人参畑



キビ収穫



レクエーション



社会福祉法人ユームツ会 青潮園
身体障害者療護施設・身体障害者通所授産施設・日中一時支援事業所

〒906-0013
 宮古島市平良字下里2632-1

電話：0980-72-7795
 FAX：0980-72-4554

理事長 宮里 不二雄

【施設目的】

青潮園は多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として援助を行う。

【ご利用対象者】

18歳以上の方で、身体障害者手帳及び施設支援受給者証を交付されている方が対象です。詳しい内容については施設まで連絡して頂くか、市町村窓口までご相談ください。

【身体障害者療護施設／50床】

常時の介護を必要とする人に治療および養護を行う施設。重度な身体障害者を長期にわたり介護を始め日常生活全般の世話を致します。

【ショートステイ／5床】

重度身体障害者を介護している家族等が疾病等の理由により居宅における介護が出来ない場合に一時的に保護する。

【身体障害者通所授産施設.／40名】

一般雇用されることの困難な人に対して必要な訓練を行いかつ就業を与えて自活を営むことが出来るよう支援致します。

(作業内容)

屋内班：施設建物清掃・クリーニング・かりゆしウエア縫製・民芸品製作・精米

屋外班：事業所等一般廃棄物収集・農産園芸(ビニールハウス)

【日中一時支援事業所／15名】

地域において就労が困難な在宅身体障害者の自立や生きがいを高めるために、日帰り(送迎)で入浴サービス・給食



社会福祉法人ムサアザ福祉会

宮古島市平良字西仲宗根1327-1
TEL 0980-73-5305 FAX 73-5306
e-mail fureai@m1.cosmos.ne.jp

知的障害者援護施設 ふれあいの里
児童デイサービス くまのみ
地域生活支援センター さぼーと
地域療育等支援事業 (巡回療育相談)



宮古島市平良字東仲宗根234-1
TEL 0980-74-3715 FAX 73-5540
e-mail dayikemu@m1.cosmos.ne.jp

デイサービスセンター いけむら
(生活介護事業 地域活動支援センター)
地域生活支援センター さぼーと窓口
グループホーム とびうおハウス

社会福祉法人ムサアザ福祉会では、ふれあいの里とデイサービスセンターいけむらを拠点に、障害を持つ方の暮らしかたに応じ、地域生活・施設生活を通じて豊かな暮らしができるようサービスを提供しています。

また、発達障害を持つ子供たちの療育に関する相談や専門的訓練を実施しています。

事業の内容

ふれあいの里 障害者援護施設
併設 短期入所事業
相談支援事業
療育支援事業

知的障害を持つ方々が施設入所サービスを利用し、共同生活の中で日常生活の援助、日中の作業やレクリエーションなど、喜びと豊かな暮らしをおくれるように支援しています。

児童デイサービス くまのみ

(年末年始を除く毎日)



療育を必要とする子供たちの成長を見守り、専門的な療育支援や子育ての援助を行います。
巡回療育相談では発達に不安のあるお子様の相談にも応じています。

デイサービスセンターいけむら (月一金曜日 8:30~17:00)



障害の有無、程度にかかわらず、だれもが地域で夢や希望を持って暮らせるよう、一緒に考えさまざまな相談や支援、情報の提供を行います。生活介護型の通所事業と地域活動支援センターの併設です。

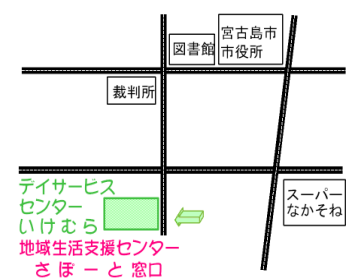
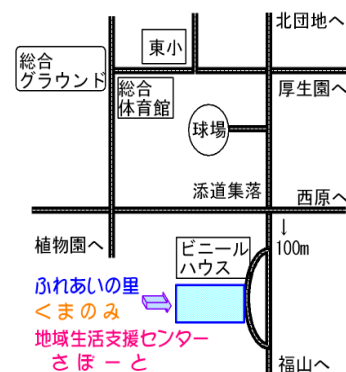
日中を楽しく充実して過ごせるよう、手工芸などの色々な創作活動や映画鑑賞などの文化活動を行っています。

障害者地域生活支援センター さぼーと

指定相談支援事業所
暮らしに関する相談ができます。

共同生活援助事業

グループホームとびうおハウス(5名)



相談支援事業 障害者地域生活支援センターさぼーと

暮らしの中で困ったことや分からないこと、何でもご相談下さい。
相談支援専門員2名を配置し、福祉サービスに関する相談、就労に関する相談、療育に関する相談などに応じます。また、医療や行政、職場や関係機関と連携を取り各種手続きや連絡調整を行います。

必要な方には、福祉サービスや地域の協力体制を作りながら複数のサービスの利用を組み立てるケアプランの作成も行います。



TEL 74-3719

設置の目的

18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な支援及び訓練を行うことを目的とする。

施設の運営方針について

利用者の自立更生という施設設置の目的達成に向け、利用者の人格・人権を尊重した適切な福祉サービスの展開を図る。

利用者のQOLの向上と地域社会での自立を促し、明るく活力ある施設づくりを目指して次に掲げる重点項目を運営方針とする。

○○●重点項目●○○

ア 利用者の個性、権利、自主性、自己決定を尊重した良質な福祉サービスの展開を図る。

イ 利用者個々の障害の種類、程度など具体的なニーズに応じて適切な支援を図るとともにノーマライゼーションの理念の実現を目指す。

ウ 職員研修の充実を図って高度化、多様化する福祉ニーズ及び制度改革等の諸課題に適切に対応する。

エ 地域社会との交流を図りながら相互の理解と協力を深め、また本園の地域開放事業を積極的に展開して地域福祉サービスを推進する。

オ 利用者にとって施設は生活の場であり、安らぎの場であることに配慮して施設設備を図るとともに、環境美化を積極的に進め、潤い豊かな施設づくりに努める。

処遇状況

○○●処遇方針●○○

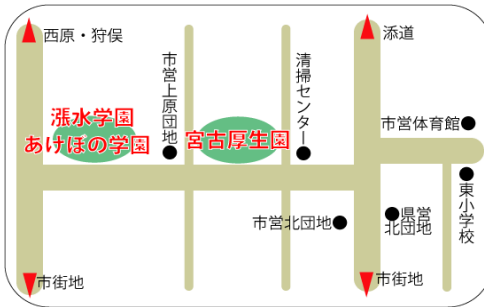
利用者の人権、自主性を尊重した利用者本位の施設サービスの展開を図ると共に、利用者個々の心身の発達・障害等の状況を的確に把握して、個々の具体的なニーズに応じた適切サービスを提供し自立・更生を促す。また、地域生活への移行に向けた支援策を確立し地域自立の推進に努める。

支援内容

作業支援：陶芸・園芸・手芸等を通して情操を図り勤労意欲を助長しています。

生活支援：利用者個々の能力に応じた自立支援、健康管理に努めています。

社会自立支援：地域職場への職場実習を通して社会自立を支援しています。



学園



行事風景



ふれあいプラザ宮古(地域活動支援センター、相談支援事業所)

住所：宮古島市平良字西里1472-82
電話：72-6668 FAX：74-2130

運営：県精神障害者福祉会連合会
施設長 松川 英文



ふれあいプラザ宮古は、障害を抱えながら地域で生活している当事者の自立支援を柱に、障害の有無にかかわらず共に地域で生き生きと暮らしていける「地域づくりの発信地」を目指しています。語らいや様々な活動の場として、相談支援の場として、地域交流の場としてご利用ください。

◇ 利用時間 月一木、土、日 午前9時—午後6時
(ただし、祝祭日は午後1時—午後6時)

◇ 休館日 金曜日

送迎
あります

祝祭日も
オープン

夜間電話
相談あり

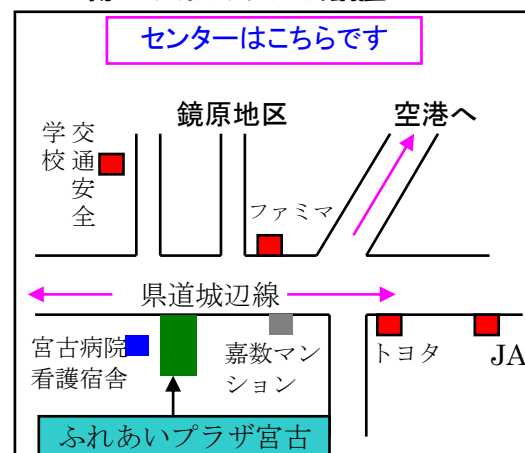
活動の場
相談の場

< 内容 >

- ・福祉専門職員を配置し、人、もの、制度など、あらゆる社会資源を使って当事者の日常生活を応援します。また、地域交流室は開放しています。日中を過ごす場として気軽にご利用ください。
- ・物づくりなどの創作活動や文化、スポーツ行事の体験活動、地域交流活動のほか当事者活動の支援も行っています。
- ・相談支援では、相談支援専門員を中心に面接・訪問・電話の相談に対応しています。電話による夜間相談(午後6時以降)もあります。指定相談支援事業所として複数のサービス利用などの実施につなげるサービス利用計画の作成(ケアプランの



物づくり(ステンシル)講座



宮古公共職業安定所(ハローワーク宮古)

宮古島市平良字下里1020番地

電話:0980-72-3329

FAX:0980-73-6833

所長:平良 博

【事業内容】

種々の支援策を活用しながら、就職を希望する障がい者に対する職業相談・職業紹介等の支援や、事業主に対する障がい者雇用の指導・支援を行っています。

①職業相談・職業紹介

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種等の状況に基づききめ細かな職業相談、職業紹介を行っています。支援に当たっては、次のような各種支援策を活用しています。

(1)特定求職者雇用開発助成金

新たに、障がい者等の就職が特に困難な者を職業安定所又は適正な運用を期することのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対して支給します。

助成期間：1年～2年 支給額：30万～160万

(2)試行雇用奨励金(トライアル雇用事業)

職業安定所が紹介する障がい者を原則3ヶ月間試行的に雇用することにより、企業及び労働者相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ることを目的とする助成金です。

助成期間：原則3ヶ月 支給額：月4万

(3)職場適応訓練

障がい者等の一般的に就職が困難な者を作業環境に適応させることを目的に職業訓練を実施する場合に支給します。

訓練期間：6ヶ月以内で公共職業安定所及び沖縄県が決定します。ただし、重度障害者など特に公共職業安定所長が必要と認めた場合には、県の審査によりさらに6ヶ月まで延長する(最長1年)ことができます。

受給額：事業主には、職場適応訓練費として訓練生1人につき月額24,000円(重度障害者25,000円)を支給します。また、訓練生には訓練手当を支給します。

(4)精神障害者ステップアップ雇用奨励金

精神障がいのある方を試行的に雇用し、週労10時間以上の短時間就業から始め、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況をみながら、徐々に就業時間を伸ばしていく[ステップアップ]に取り組んでいただく事業主へ支給します。

助成期間：6ヶ月～12ヶ月

支給額：対象労働者1人につき月額25,000円

②障害者向け求人の確保

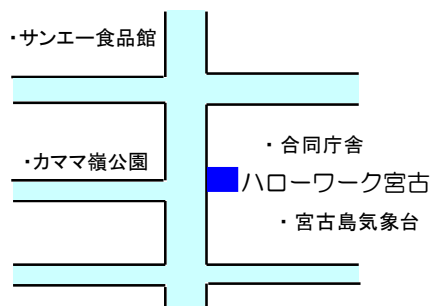
障がい者向け求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから障がい者に適したものについて障がい者求人への転換を勧め、求人の確保に努めています。

③雇用率達成指導

事業主は「障害者雇用促進法」で定められた「障害者雇用率」を達成する義務があり、毎年事業主から雇用状況報告を求め、雇用率未達成の事業主に対して指導を行っています。

④関係機関との連携等

(事業所の場所の地図)



(写真)



【事業内容】

◎ 障がい福祉課業務概要

1. 庶務給付係

- ① 障害者(児)手帳交付に関する事
- ② 障害者自立支援医療に関する事
- ③ 障害者(児)証明書発行に関する事
- ④ 重度心身障害者(児)医療費助成に関する事
- ⑤ 障害者(児)巡回相談に関する事
- ⑥ 障害者福祉団体等への補助金交付に関する事
- ⑦ 補装具に関する事
- ⑧ 特別障害者手当等に関する事

2. 地域生活支援係

- ① 地域生活支援事業に関する事
- ② 小規模作業所に関する事
- ③ 福祉電話に関する事
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事
- ⑤ 心身喪失等の重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に関する事
- ⑥ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する事
- ⑦ 難病患者等日常生活用具給付に関する事
- ⑧ 沖縄県心身障害者扶養共済に関する事

3. 自立支援給付係

- ① 介護給付に関する事
- ② 訓練等給付に関する事
- ③ 介護給付等審査会に関する事
- ④ 障害者福祉計画に関する事
- ⑤ 自立支援給付負担金等に関する事



はばたきの会

- ・月1回 (第3金曜日)
精神デイナイトケアや地域活動支援センター等を利用してない在宅の精神障がい者を対象に、スポーツやレクリエーション、創作活動(絵画、陶芸等)と言った、デイケアを保健師を中心として実施。

「みゃーくの障がい者のてびき」の発行

- ・宮古島市のホームページに掲載

手話通訳者等設置・派遣事業

- ・障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者等を派遣する。
(病院、官公署、学校、警察等)

相談業務

- ・手帳申請や日々の生活で困っていること、サービス利用に関する事等、担当者が相談に応じ、適切な支援を行うとともに関係機関との連絡調整を実施。

宮古島市地域自立支援協議会

- ・相談支援事業の適切な運営および地域の障がい福祉に関するシステム作りについての協議の場
相談支援検討会



- ・困難事例の検討・調整
具体的な対応検討、支援を行う。

【地図】



【写真】

城辺庁舎
庁舎入り口に鎮座しているシーサーが目印です。



はばたきの会活動風景
調理実習で冷やしソーメンの具を準備しているところです。



宮古島商工会議所

宮古島市平良字西仲宗根3-1

電話 0980-72-2779

FAX 0980-73-1543

会頭 中尾 英苜

経営改善普及事業

「経営改善普及事業」は、小規模事業者の経営や、技術の改善を図るためのもので国・都道府県の補助を受けて、商工会議所の事業のなかでも特に重要なもののひとつとして、積極的に推進しています。

この事業には、都道府県知事の資格認定した経営指導員などが従事しており、小規模事業者の良き相談相手として、適切な助言などを行っています。

地域総合振興事業

中小企業対策などについての意見具申、地域振興計画・策定、環境美化や奉仕活動を行うとともに、相互扶助、情報交換などの“まちづくり運動”への参加事業なども行っています。

あなたの店、工場の経営全般について、経営指導員が商工会議所の窓口、または企業を巡回して、相談・指導にあたります。

また、企業の近代化、高度化のお世話もいたします。

○経営相談

無料の企業診断もご利用できます。

消費者ニーズにマッチしたお店づくりや、経営上の具体的な善策を提供いたします。

店舗診断…小規模事業者の経営するお店に診断員が

お伺いし、経営内容を調査分析させて頂き、具体的な改善提案をいたします。

例) ・魅力ある商品構成や陳列の仕方

・効率的な仕入れ方法

・POP広告の作り方

・店舗改装やレイアウト、... etc

工場診断…診断員がお伺いし、経営の内容について詳細

な分析を行い、企業の健全な発展を阻害している原因の発見に努め具体的な改善策を経営者に提案します。

例) ・利益を生み出す原価管理の方法

・作業事故をなくす安全衛生対策

・使いやすい設備と働きやすい作業場づくり... etc

○各種共済

中小企業倒産防止共済

…取引先企業の倒産!!このようなまさかの時にお役に立てる制度です。

小規模企業共済

…事業主が事業をやめたり、第一線を退いた時の生活安定をはかるためにつくられた制度です。

中小企業退職金共済制度

…中小企業の従業員に確実に退職金が支払えるように国の援助で設けられている制度です。

その他 ○金融相談

○税務・経理相談

○労務相談

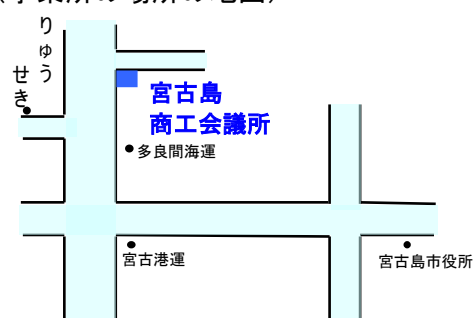
○取引相談

魅力ある“街づくり”を支援

小売商業対策についての先進地域等との情報交換を行い、みりよくある商店街づくりのお手伝いをいたします。

【たとえば…】商業環境の変化に対する今後の対応策
消費者に親しまれる街づくり

(事業所の場所の地図)



中小企業家同友会宮古支部

宮古島市平良字東仲宗根
(有)介護センター内

電話番号:72-8677
FAX番号:72-2126
HP: <http://www.okinawa.doyu.jp> (県同友会)

宮古支部長 伊山國昭

中小企業家校友会の3つの目的

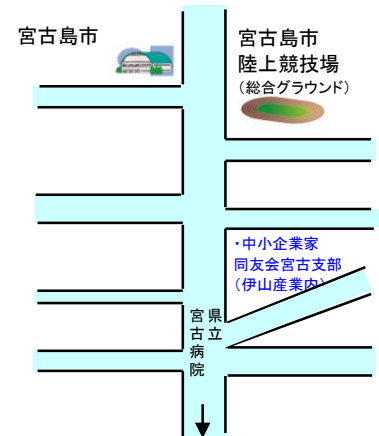
- 1、「よい会社をつくろう」同友会はひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- 2、「よい経営者になろう」同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- 3、「よい経営環境をつくろう」同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

同友会の性格

- ・同友会はすべての業種が集る異業種の経営者団体です。
- ・同友会は会員の要望をはじめとして中小企業にかかわるあらゆる問題の解決をめざしています。
- ・同友会の活動や企画、運営はすべて会員の要望やご意見をもとにおこなわれ、会の企画活動について会員の新旧、社会的地位、会社の大きさなどに関係なくご意見や要望を出していただけます。
- ・同友会は特定の政党を支持したりせず、どの政党とも同じようにおつきあいいただいています
- ・自社の存在意義を改めて問い直すとともに、社会的使命感に燃えて事業活動を行い、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準で応えられる企業。
- ・社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ちあい、高まりあいの意欲に燃え、活力に満ちた豊かな人間集団としての企業。

同友会とはこのような活動をしています。

- ・支部例会、県例会、経営研究集会、新春の集い
同友会の魅力は何と言っても例会の場にあります。同友会では会員一人ひとりが“辞書の1頁”と言われています。例会では、会員がお互いに“先生”になり、“生徒”になってホンネの語らいで勉強がすすめられています。出席は自主的で拘束しません。
- ・社員教育
中小企業においては、従業員は最も信頼できるパートナーであり、従業員にとって職場は人生の道場とも言えましょう。同友会では、新入社員から幹部社員まで、各種の社員教育を開催しております。講師にはさまざまなキャリアを持つ実践家、理論家、専門家でもある私たち経営者があっております。
- ・経営相談、経済交流
会には弁護士、税理士、弁理士、公認会計士、社会保険労務士、経営コンサルタントなど専門家がおり、気軽に相談に応じています。秘密は厳守されますので安心して相談ができます。また、技術・知識・情報などの経営上のノウハウや経済の交流が活発に行われてい



第1期宮古島同友会大学
卒業式



昨年6月に開催した
「さきしま経営フォーラム」。



女性部設立総会「記念講演」



沖縄県立宮古養護学校

〒906-0002
宮古島市平良字狩俣4005-1

TEL:0980-72-5117
FAX:0980-72-5320
E-MAIL school@miyako-sh.open.ed.jp
Homepage http://www.miyako-sh.open.ed.jp

校長 大城 徹彦

【事業内容】

学校教育目標

障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに的確に対応し、きめ細かい、可能な限り、自立し社会参加を図るための基礎的な知識技能及び態度・意欲を育て「生きる力」を培い個性明るく、素直でたくま

めざす幼児児童生徒像

- 健康で明るく、たくましい幼児児童生徒
- よく考え自ら学び行動する幼児児童生徒
- 心豊かで思いやりのある幼児児童生徒
- 自分のことは自分でする幼児児童生徒
- 障害を克服しようと頑張る幼児児童生徒

幼稚部



「ひとりでも みんなとも
あそべる子」

明るくのびのびと活動し、
健康な生活リズムを身に付け
「遊び」を通した総合的な指

◆お昼のじかん

小学部

生活のリズムを整え、基本的な生活習慣を身に付けるための、日常生活の指導や、体力



◆畑仕事（野菜の種まき）



◆近隣校との七夕交流

中学部

生活単元学習を柱に置き指導を行っています。また各教科の指導で、学習の基礎的な力の充実を目指し、学年の枠にとらわれない学



◆自立活動（手足の訓練）



◆海辺の学習（校外学習）

高等部

将来の社会自立・参加を目指した教育が行われており、働く力を身に付けるための教育



◆野菜の販売（生産物即売会）



◆就業体験学習

寄宿舍

「負けない心」を身に付け、楽しい社会生活が送れるように集団日課、自主的生活の経験を通して規則や協力心



◆舎内清掃の時間

教育相談

保護者、学校や教育機関からの申し込みによって、就学・教育相談及び授業参観、体験学習などを随時行っています。お気軽



所要時間: 空港から車で20

作成期日：2009年2月
宮古圏域就労支援ネットワーク構築事業